

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号)</p> <p>(前 略) (総長)</p> <p>第2条 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)に、学長として総長を置く。</p> <p>2 総長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 } (略) 4 } 7 }</p> <p>(中 略) (大学院及び研究科等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学院に、学校教育法第66条ただし書に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、地球環境学堂及び地球環境学舎並びに公共政策連携研究部及び公共政策教育部並びに経営管理研究部及び経営管理教育部を置く。</p> <p>3 (略) (中 略) (教授会)</p> <p>第17条 研究科に、学校教育法第59条第1項に定める教授会を置く。 (中 略) (教授会)</p> <p>第32条 附置研究所に、学校教育法第59条第1項に定める教授会を置く。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価(以下「点検・評価」という。)について、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第69条の3第1項に定める点検及び評価に関し必要なこと。</p> <p>(2) 学校教育法第69条の3第2項及び第3項に定める認証評価に関し必要なこと。</p> <p>(3) } (略) (4) }</p> <p>2 (後 略)</p>	<p>(総長)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 総長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 } (同 左) 4 } 7 }</p> <p>(大学院及び研究科等)</p> <p>第15条 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学院に、学校教育法第100条ただし書に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、地球環境学堂及び地球環境学舎並びに公共政策連携研究部及び公共政策教育部並びに経営管理研究部及び経営管理教育部を置く。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(教授会)</p> <p>第17条 研究科に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。 (教授会)</p> <p>第32条 附置研究所に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2条 委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価(以下「点検・評価」という。)について、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項に定める点検及び評価に関し必要なこと。</p> <p>(2) 学校教育法第109条第2項及び第3項に定める認証評価に関し必要なこと。</p> <p>(3) } (同 左) (4) }</p> <p>2</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学における教員評価の実施に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成19年達示第71号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第69条の3第1項</u>の規定に基づき、京都大学（以下「本学」という。）における教育研究活動の一層の進展に資するため実施する点検・評価のうち、教員活動に関する点検・評価（以下「教員評価」という。）の実施（試行。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学通則</p> <p style="text-align: center;">(昭和28年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第22条 } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条</u>の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第68条の2第4項</u>の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) } (略)</p> <p> } (7) }</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法<u>第67条第2項</u>の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(9) } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>3 医学研究科の博士課程（第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第109条第1項</u>の規定に基づき、京都大学（以下「本学」という。）における教育研究活動の一層の進展に資するため実施する点検・評価のうち、教員活動に関する点検・評価（以下「教員評価」という。）の実施（試行。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第22条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条</u>の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。</p> <p>第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 学校教育法<u>第104条第4項</u>の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p> } (7) }</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法<u>第102条第2項</u>の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(9) } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p>

改正前	改正後
<p>有する者とする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第67条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(8) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) } (略)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第67条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(9) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(1) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(8) (同 左)</p> <p>第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(9) (同 左)</p> <p>第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。</p> <p>附 則 この規程は、平成19年12月26日から施行する。</p>